

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2019-118723

(P2019-118723A)

(43) 公開日 令和1年7月22日(2019.7.22)

(51) Int. Cl.	F 1	テーマコード (参考)
<b>A 4 5 B 11/00 (2006.01)</b>	A 4 5 B 11/00	3 B 1 0 4
<b>A 4 5 B 25/18 (2006.01)</b>	A 4 5 B 11/00	B
	A 4 5 B 25/18	Z

審査請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2018-2268 (P2018-2268)	(71) 出願人	518010223 草野 悦子 東京都杉並区松ノ木二丁目16番6号
(22) 出願日	平成30年1月11日 (2018.1.11)	(74) 代理人	100114487 弁理士 山崎 幸作
特許法第30条第2項適用申請有り 平成29年9月4日~同年9月22日 東京都成田東一丁目21番1号杉並区立東田小学校にて展示		(74) 代理人	100111419 弁理士 大倉 宏一郎
		(72) 発明者	草野 千英里 東京都杉並区松ノ木二丁目16番6号
		Fターム(参考)	3B104 AA04 AA06 EA04

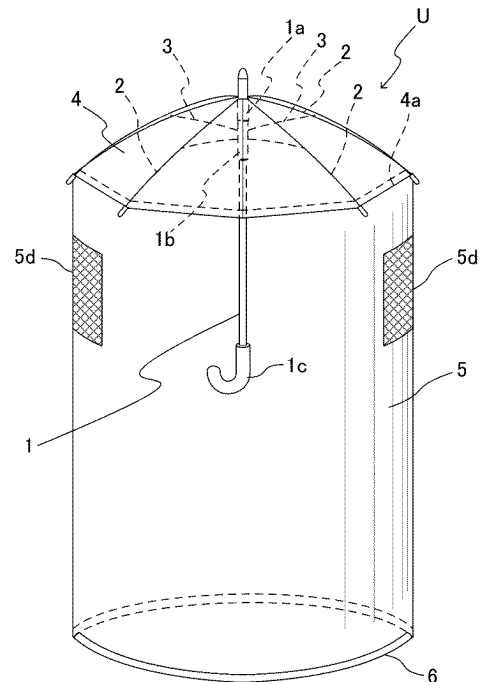
(54) 【発明の名称】 傘および傘用透明カーテン

(57) 【要約】

【課題】 様々な方向から飛来する雨滴を好適に遮ることが可能であり、かつ、二人で使用した場合であっても雨に打たれ難い傘を提供すること。

【解決手段】 傘Uは、シャフト1と、シャフト1の上端部から放射状に張り出す複数の親骨2と、親骨2に張設された傘布4と、傘布4の外周部の全周から垂れ下がる透明カーテン5と、を備える。透明カーテン5の下端縁は、シャフト1の下端よりも下方に位置させることが好ましい。また、透明カーテン5の下端縁に錘6を取り付けてもよい。

【選択図】 図1



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

シャフトと、  
前記シャフトの上端部から放射状に張り出す複数の親骨と、  
前記親骨に張設された傘布と、  
前記傘布の外周部の全周から垂れ下がる透明カーテンと、を備えることを特徴とする傘

10

## 【請求項 2】

前記透明カーテンの下端縁は、前記シャフトの下端よりも下方に位置することを特徴とする請求項 1 に記載の傘。

## 【請求項 3】

前記透明カーテンの下端縁に取り付けられた錘をさらに備えることを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載の傘。

## 【請求項 4】

前記透明カーテンの一部に通気口が形成されていることを特徴とする請求項 1 から請求項 3 のいずれか一項に記載の傘。

## 【請求項 5】

前記透明カーテンは、一枚のシートからなり、  
前記シートの一方の側端縁に対して他方の側端縁を係止可能であることを特徴とする請求項 1 から請求項 4 のいずれか一項に記載の傘。

20

## 【請求項 6】

前記透明カーテンは、複数枚のシートからなり、  
一の前記シートの側端縁に対して隣接する他の前記シートの側端縁を係止可能であることを特徴とする請求項 1 から請求項 4 のいずれか一項に記載の傘。

## 【請求項 7】

前記透明カーテンは、着脱可能であることを特徴とする請求項 1 から請求項 6 のいずれか一項に記載の傘。

## 【請求項 8】

透明部を有するシートと、  
前記シートの縁部に設けられた係止手段とを有する透明カーテンであって、  
前記係止手段は、傘布の外周部および親骨の先端部の少なくとも一方に対して着脱可能であり、  
前記シートは、傘を開いた状態で円筒状を呈することを特徴とする傘用透明カーテン。

30

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本発明は、傘および傘用透明カーテンに関する。

## 【背景技術】

## 【0002】

特許文献 1 には、背中に背負ったリュックサック等に雨が降り掛かることを防止する傘が開示されている。この傘は、複数の親骨に張設された傘布と、傘布の外周部の一部分に設けられた雨避け部とを備えている。雨避け部は、傘布の外周部の一部分から下方に垂れ下がっている。

40

## 【先行技術文献】

## 【特許文献】

## 【0003】

【特許文献 1】特開 2003 - 33211 号公報

## 【発明の概要】

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0004】

50

特許文献1の傘では、雨避け片部を傘布の半周に設ける構成を採用しているため、例えば雨避け片部を背中側に位置させた場合には、前方あるいは側方から飛来する雨滴を遮ることができない。また、一本の傘を二人で使用すると、双方とも身体の一部（肩や腕など）が傘布の側方にはみ出してしまいうため、一人で使用する場合に比べて、雨に濡れる範囲が増大してしまう。

【0005】

このような観点から、本発明は、様々な方向から飛来する雨滴を好適に遮ることが可能であり、かつ、二人で使用した場合であっても雨に濡れ難い傘および傘用透明カーテンを提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明に係る傘は、シャフトと、前記シャフトの上端部から放射状に張り出す複数の親骨と、前記親骨に張設された傘布と、前記傘布の外周部の全周から垂れ下がる透明カーテンと、を備えるものである。

【0007】

本発明では、傘を開いた際に透明カーテンが筒状を呈するようになるので、傘の使用者を透明カーテンで取り囲むことができる。したがって、本発明によれば、様々な方向から飛来する雨滴を好適に遮ることができる。また、一本の傘を二人で使用するなどして、身体の一部（肩や腕など）が傘布の側方にはみ出した場合であっても、身体が透明カーテンの内側に入っていれば、雨に濡れることを防ぐことができる。

【0008】

前記透明カーテンの下端縁は、前記シャフトの下端よりも下方に位置させることが好ましい。このようにすると、使用者の少なくとも上半身の大部分を透明カーテンで取り囲むことができる。

【0009】

前記透明カーテンの下端縁に錘を取り付けてもよい。このようにすると、風による透明カーテンの捲れ上がりを防ぐことができる。

【0010】

前記透明カーテンの一部に、通気口を形成してもよい。このようにすると、透明カーテン内部の換気が促進されるので、夏期等においては、蒸れや暑さを緩和することができる。また、透明カーテン内外の温度差が小さくなるので、透明カーテンに曇りが発生し難くなる。

【0011】

前記透明カーテンを一枚のシートで形成する場合には、前記シートの一方の側端縁に対して他方の側端縁に係止可能に構成するとよい。このようにすると、透明カーテンの切れ目（すなわち、シートの一方の側端縁と他方の側端縁との合わせ目）を使用者の出入口として利用できるため、透明カーテンの内部空間に対してスムーズに出入りすることが可能となる。

前記透明カーテンを複数枚のシートで形成する場合には、一の前記シートの側端縁に対して隣接する他の前記シートの側端縁に係止可能に構成するとよい。このようにすると、透明カーテンの切れ目（すなわち、シート同士の合わせ目）を使用者の出入口として利用できるため、透明カーテンの内部空間に対してスムーズに出入りすることが可能となる。

【0012】

前記透明カーテンは、着脱可能であることが好ましい。このようにすると、雨の強弱に応じて透明カーテンの使用・不使用を選択することができる。

【0013】

本発明に係る傘用透明カーテンは、透明部を有するシートと、前記シートの縁部に設けられた係止手段とを有する透明カーテンである。前記係止手段は、傘布の外周部および親骨の先端部の少なくとも一方に対して着脱可能であり、前記シートは、傘を開いた状態で円筒状を呈する。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 1 4 】

本発明に係る傘用透明カーテンを傘に取り付ければ、様々な方向から飛来する雨滴を好適に遮ることができる。

## 【 発明の効果 】

## 【 0 0 1 5 】

本発明に係る傘および傘用透明カーテンによれば、様々な方向から飛来する雨滴を好適に遮ることができる。

## 【 図面の簡単な説明 】

## 【 0 0 1 6 】

【 図 1 】本発明の実施形態に係る傘の側面図である。

10

【 図 2 】透明カーテンを示す斜視図である。

## 【 発明を実施するための形態 】

## 【 0 0 1 7 】

本発明の実施形態に係る傘Uは、図1に示すように、シャフト1と、複数の親骨2, 2, と、複数の受け骨3, 3, と、傘布4と、透明カーテン5と、錘6とを備えている。

## 【 0 0 1 8 】

シャフト1は、傘Uの心棒である。シャフト1の材質に制限はないが、耐風性を高める観点から、金属（アルミニウム合金、ステンレス鋼など）にて構成することが好ましい。シャフト1には、上ロクロ1a、下ロクロ1bおよびハンドル1cが取り付けられている。

20

上ロクロ1aは、親骨2に接続される部材であり、シャフト1の上端部に取り付けられている。下ロクロ1bは、上ロクロ1aとハンドル1cとの間において上下にスライド可能である。ハンドル1cは、持ち手となる部位であり、シャフト1の下端部に取り付けられている。

## 【 0 0 1 9 】

親骨2, 2, は、傘布4を支持する部材であり、シャフト1の上端部から放射状に張り出している。親骨2の基端部は、上ロクロ1aに接続されている。

## 【 0 0 2 0 】

受け骨3, 3, は、シャフト1の中間部から放射状に張り出している。受け骨3は、親骨2の中間部を支持する部材である。受け骨3の基端部は、下ロクロ1bに接続されており、受け骨3の先端部は、親骨2の中間部に接続されている。

30

## 【 0 0 2 1 】

傘布4は、複数の親骨2, 2 に張設されている。傘布4の外周部には、係止手段4aが設けられている。係止手段4aには、透明カーテン5の上縁部が係止される。本実施形態の係止手段4aは、ループ状に起毛させた面ファスナー（雌側面ファスナー）であり、傘布4の下面に取り付けられている。このようにすると、透明カーテン5を取り外した状態で傘布4を使用した際に、頭髮が面ファスナーに絡みにくくなる。なお、係止手段4aは、接着、溶着、縫着等の手段により、傘布4に固定する。

## 【 0 0 2 2 】

透明カーテン5は、傘布4の外周部の全周から垂れ下がっていて、筒状を呈している。透明カーテン5の下端縁は、シャフト1の下端よりも下方に位置する。透明カーテン5の長さは、使用者の身長等に応じて適宜設定すればよいが、本実施形態では、シャフト1の2倍以上の長さに設定している。透明カーテン5の上端縁は、傘布4の下面側に位置している。このような構成であれば、傘布4の外周縁から滴り落ちる雨粒が透明カーテン5の内側に入り難くなる。

40

## 【 0 0 2 3 】

本実施形態の透明カーテン5は、傘布4に対して着脱可能である。図2に示すように、透明カーテン5は、透明部を有するシートからなる。当該シートの上縁部（透明カーテン5の上縁部）には、傘布4の係止手段4aと着脱可能に係合する係止手段5aが設けられ

50

ている。本実施形態の係止手段 5 a は、フック状に起毛させた面ファスナー（雄側面ファスナー）であり、透明カーテン 5 の上端部に取り付けられている。

なお、本実施形態では、透明カーテン 5 を構成するシート全体を透明としたが、視認性を確保するために必要な範囲に透明部を有していれば、シートの一部に模様、色彩、反射シート等を付してもよい。

また、係止手段 4 a , 5 a の種類に制限はなく、スナップ、磁石、紐などを使用することもできる。また、係止手段 4 a , 5 a の一方をボタンやフック等の留め具とし、他方を穴（ボタンホールなど）としてもよい。

#### 【 0 0 2 4 】

透明カーテン 5 は、矩形状のシートから構成されているが、傘布 4 に取り付けられた状態では、筒状を呈している（図 1 参照）。透明カーテン 5 を構成するシートは、傘布 4 に取り付けるときに一方の側端縁と他方の側端縁とが重複（ラップ）し得る長さを備えていて、一方の側端縁に対して他方の側端縁を係止可能である。シートの方の側端縁および他方の側端縁には、互いに係合する係止手段 5 b , 5 c が取り付けられている。係止手段 5 b , 5 c の種類に制限はなく、面ファスナー、スナップ、磁石、紐などから適宜なものを選択することができる。また、係止手段 5 b , 5 c の一方をボタンやフック等の留め具とし、他方を穴（ボタンホールなど）としてもよい。

なお、透明カーテン 5 を構成するシートの材質に制限はないが、可撓性を有する合成樹脂製（例えば、ポリ塩化ビニール製）であれば、不使用時に折り畳む又は丸めることができるので、好適である。また、一枚のシートで透明カーテン 5 を構成してもよいし、複数枚のシートを傘布 4 の周方向に連ねることで透明カーテン 5 を構成してもよい。透明カーテン 5 を複数枚のシートで形成する場合には、各シートの側端縁に係止手段を設け、一のシートの側端縁に対して隣接する他のシートの側端縁に係止可能にするとよい。

#### 【 0 0 2 5 】

透明カーテン 5 の一部には、通気口 5 d が形成されている。通気口 5 d には、網状部材が取り付けられている。本実施形態では、透明カーテン 5 の対向する部位に一对の通気口 5 d , 5 d が設けられている。このようにすると、透明カーテン 5 内の空気の流れがスムーズになる。なお、通気口 5 d の数、位置、大きさ等に制限はない。例えば、多数の小孔を通気口としてもよい。

#### 【 0 0 2 6 】

図 1 に示すように、錘 6 は、透明カーテン 5 の下端縁に取り付けられている。本実施形態では、透明カーテン 5 の下端縁の全周に亘って線状の錘 6 を設けている。錘 6 は、接着、溶着、縫着等の手段により、透明カーテン 5 に固定すればよい。なお、錘 6 の材質、重量等に制限はない。また、複数の錘を点在させてもよいし、断続的に配置してもよい。

#### 【 0 0 2 7 】

本実施形態に係る傘 U によれば、透明カーテン 5 が筒状を呈するようになるので、傘 U の使用者を透明カーテン 5 で取り囲むことができる。したがって、傘 U によれば、様々な方向から飛来する雨滴を好適に遮ることができる。また、一本の傘 U を二人で使用した場合であっても、両者とも透明カーテン 5 の内側に入っていれば、傘布 4 の側方にはみ出した部分についても、雨に濡れることを防ぐことができる。

#### 【 0 0 2 8 】

また、透明カーテン 5 の下端縁がシャフト 1 の下端よりも下方に位置しているので、使用者の上半身の大部分を透明カーテン 5 で囲むことができる。特に本実施形態では、透明カーテン 5 の長さがシャフト 1 の 2 倍以上に設定されているので、使用者の上半身に加えて、臀部や大腿部をも透明カーテン 5 で囲むことができる。また、身長差が大きい二人（例えば、大人と子供）で一本の傘 U を使用したときには、身長の高い者だけでなく、身長の低い者をも透明カーテン 5 で囲むことができる。なお、透明カーテン 5 の長さを大きくすればするほど、使用者に向けて飛来する雨滴を好適に遮ることができ、一本の傘 U を身長差の大きい二人で使用する場合にあっては、背の低い者に向けて飛来する雨滴をも好適に遮ることができる。例えば、透明カーテン 5 の長さを、透明カーテン 5 の下端縁が大人

10

20

30

40

50

の膝下や足首に達するような長さに設定すれば、大人が把持した傘Uに子供（幼児や児童）が入ったときに、子供の臀部や大腿部をも透明カーテン5で囲むことができる。

【0029】

さらに、透明カーテン5の下端縁に錘6が取り付けられているので、風による透明カーテン5の捲れ上がりを防ぐことができる。

【0030】

また、透明カーテン5の一部に通気口5dが形成されているので、透明カーテン5の内部の換気が促進される。したがって、例えば夏期等においては、蒸れや暑さを緩和することができる。また、通気口5dを通じて換気が促進されるので、透明カーテン5の内外の温度差が小さくなり、ひいては、透明カーテン5に曇りが発生し難くなる。

10

【0031】

また、傘Uによれば、透明カーテン5の切れ目（すなわち、シートの一方の側端縁と他方の側端縁との合わせ目）が出入口となるので、透明カーテン5の内部空間にスムーズに出入りすることができる。

【0032】

透明カーテン5を着脱できるので、雨の強弱に応じて透明カーテン5の使用・不使用を選択することができる。なお、本実施形態では、傘布4に係止手段4aを設け、傘布4に対して透明カーテン5を着脱する構成を例示したが、親骨2の先端に係止手段（図視略）を設け、親骨2に対して透明カーテン5を着脱する構成としてもよい。

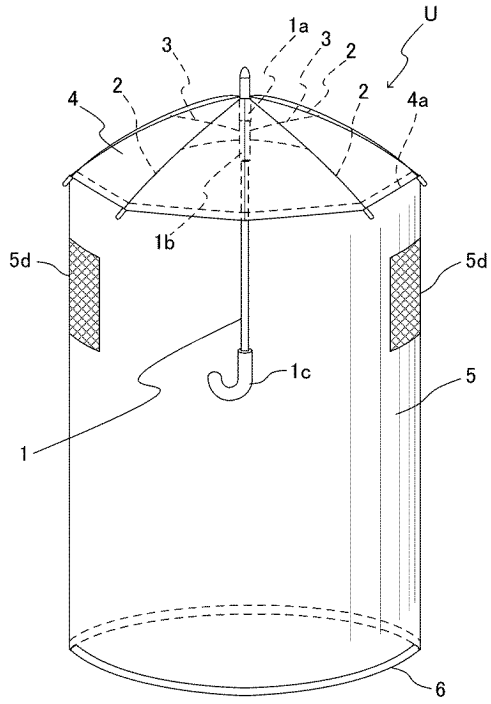
【符号の説明】

20

【0033】

- U 傘
- 1 シャフト
- 2 親骨
- 3 受け骨
- 4 傘布
- 5 透明カーテン
- 5 d 通気口
- 6 錘

【図 1】



【図 2】

